



日本の企業結合審査の最近の動向

平成30年11月9日(金)

公正取引委員会事務総局
企業結合課長 深町 正徳

○独占禁止法に基づく企業結合審査

企業結合（株式保有，役員兼任，合併，分割，共同株式移転，事業譲受け等）により，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には，当該企業結合は禁止される。

株式保有，役員兼任，合併，
分割，共同株式移転，事業譲
受け等（企業結合）※

企業結合のうち，
一定の要件に合致するもの

※事業活動が不可逆的に一体化

事前届出の義務付け（30日前）

①企業結合により

②一定の取引
分野における

③競争を実質的に制限
することとなる場合

企業結合の
禁止

独占禁止法の関係条文

第10条：会社の株式保有の制限

第13条：役員兼任の制限

第14条：会社以外の者の株式保有の制限

第15条：合併の制限

第15条の2：分割の制限

第15条の3：共同株式移転の制限

第16条：事業の譲受け等の制限

※ただし，

④独占禁止法
上の問題を解
消する措置が
採られる場合に
は容認

企業結合に関する届出制度

形態(関係法条)	届出制度の概要
株式取得(第10条)	① 企業結合集団の国内売上高を合計した額が200億円超の会社が ② 株式発行会社とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円超の株式発行会社の議決権を取得し ③ 議決権保有割合が20%又は50%を超えることとなる場合は ④ 事前届出が必要 ⑤ 届出受理の日から30日間は当該株式取得をしてはならない
役員兼任(第13条)	—
会社以外の者による株式保有(第14条)	—
合併(第15条)	① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が合併する場合は ③ 事前届出が必要 ④ 届出受理の日から30日間は当該合併をしてはならない ※ 分割, 共同株式移転, 事業譲受け等についても, 原則として同様の基準による届出が必要
分割(共同新設分割又は吸収分割) (第15条の2)	
共同株式移転(第15条の3)	
事業譲受け等(第16条)	

注1 「企業結合集団」=当事会社の「最終親会社」及びその子会社からなるグループ

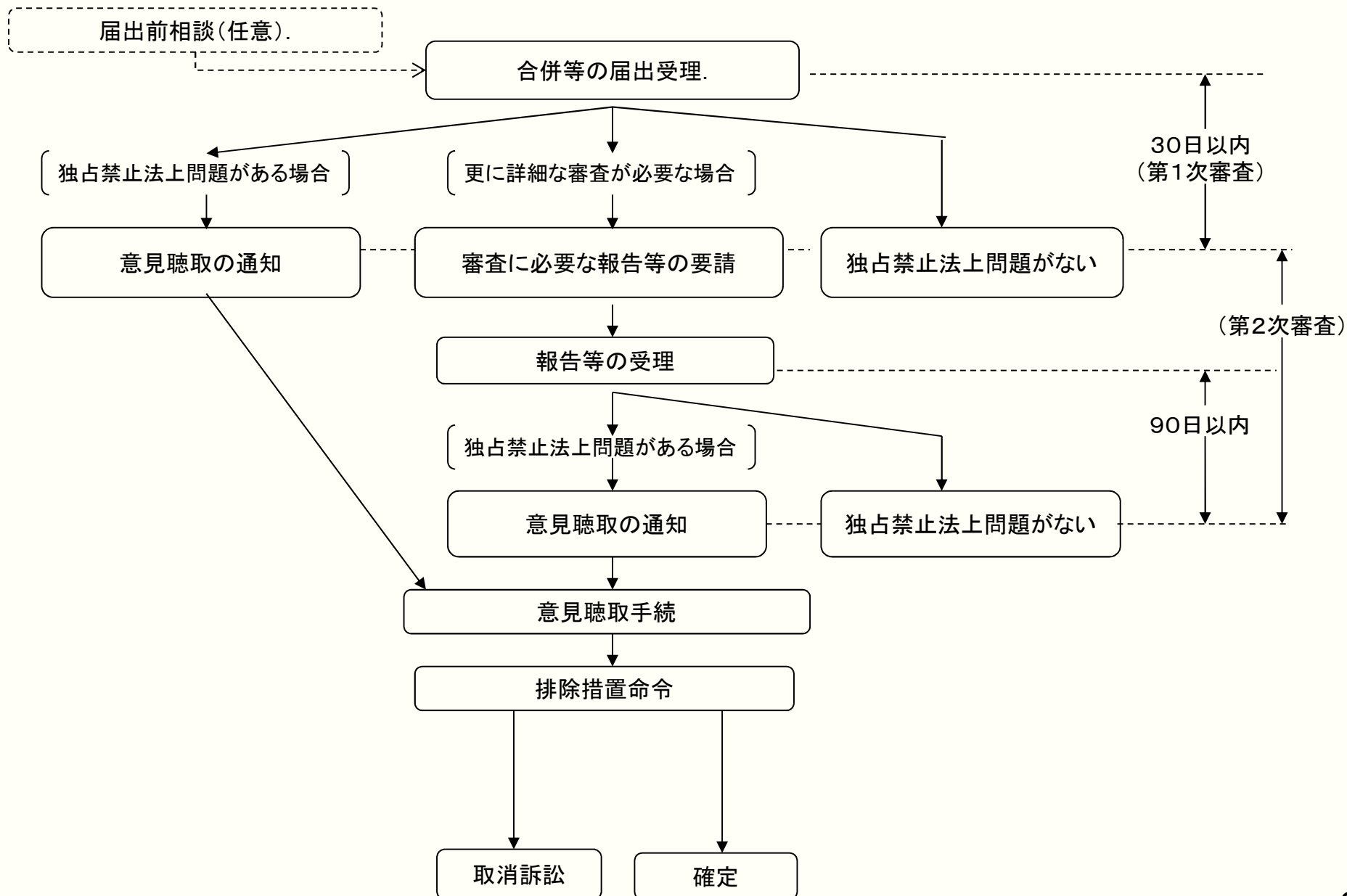
2 「議決権保有割合」=企業結合集団ベースで保有する議決権の割合

企業結合審査の流れ・考え方

企業結合計画に関する法定手続のフローチャート



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



最近の企業結合届出の処理状況

〔表1〕過去3年度に受理した届出の処理状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1次審査で終了したもの	281	308	299
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(145)	(171)	(193)
第1次審査終了前に 取下げがあったもの	8	8	6
第2次審査に移行したもの	6	3	1
合計	295	319	306

※ 平成29年度に審査が終了した事例のうち6事例(いずれも第1次審査で終了した事例)については、当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上の問題はないと判断した。

最近の企業結合届出の処理状況

〔表2〕過去3年度における企業結合形態別の届出の推移

	H27年度	H28年度	H29年度
水平型企業結合	200 (68%)	197 (62%)	179 (58%)
垂直型企業結合	91 (31%)	120 (38%)	121 (40%)
混合型企業結合	118 (40%)	167 (52%)	132 (43%)
合計	295 (100%)	319 (100%)	306 (100%)

(注) 複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、合計は届出受理件数と必ずしも一致しない。

〔表3〕外国企業を当事会社を含む企業結合計画に係る届出の推移

	H27年度	H28年度	H29年度
日本企業と外国企業の統合計画に係る届出	8	12	12
外国企業同士の統合計画に係る届出	45	47	31
合計	53	59	43

海外の競争当局と協力しつつ企業結合審査を行った事例

- エマソンとペンテアPLCによるバルブ事業の統合(28年度)
米国連邦取引委員会と協力
- ラムリサーチとKLAテンコールの統合(28年度)
米国司法省と協力
- アボットラボラトリーズとセントジュードメディカルの統合(28年度)
韓国公正取引委員会と協力
- クアルコムとNXPの統合(29年度)
欧州委員会及び韓国公正取引委員会と協力
- ブロードコムとブロケードの統合(29年度)
米国連邦取引委員会及び欧州委員会と協力
- 川崎汽船・商船三井・日本郵船による定期コンテナ船事業の統合合(29年度)
欧州委員会, チリ国家経済検察庁等と協力

経済分析結果を公表している事例

- 大建工業によるC&Hの株式取得(24年度)
- ヤマダ電機によるベスト電器の株式取得(24年度)
- 王子ホールディングスによる中越パルプ工業の株式取得(26年度)
- ジンマーとバイオメットの統合(26年度)
- コスモ石油等によるLPガス事業の統合(26年度)
- 大阪製鐵による東京鋼鐵の株式取得(27年度)
- ファミリーマートとユニーの経営統合(27年度)
- 出光興産による昭和シェル石油の株式取得及びJXによる東燃ゼネラル石油の株式取得(28年度)
- 新日鐵住金による日新製鋼の株式取得(28年度)
- 第四銀行と北越銀行の統合(29年度)

主要な企業結合事例

○ 平成5年度以降、合計273事例を公表。

「平成29年度における主要な企業結合事例」の掲載事例一覧

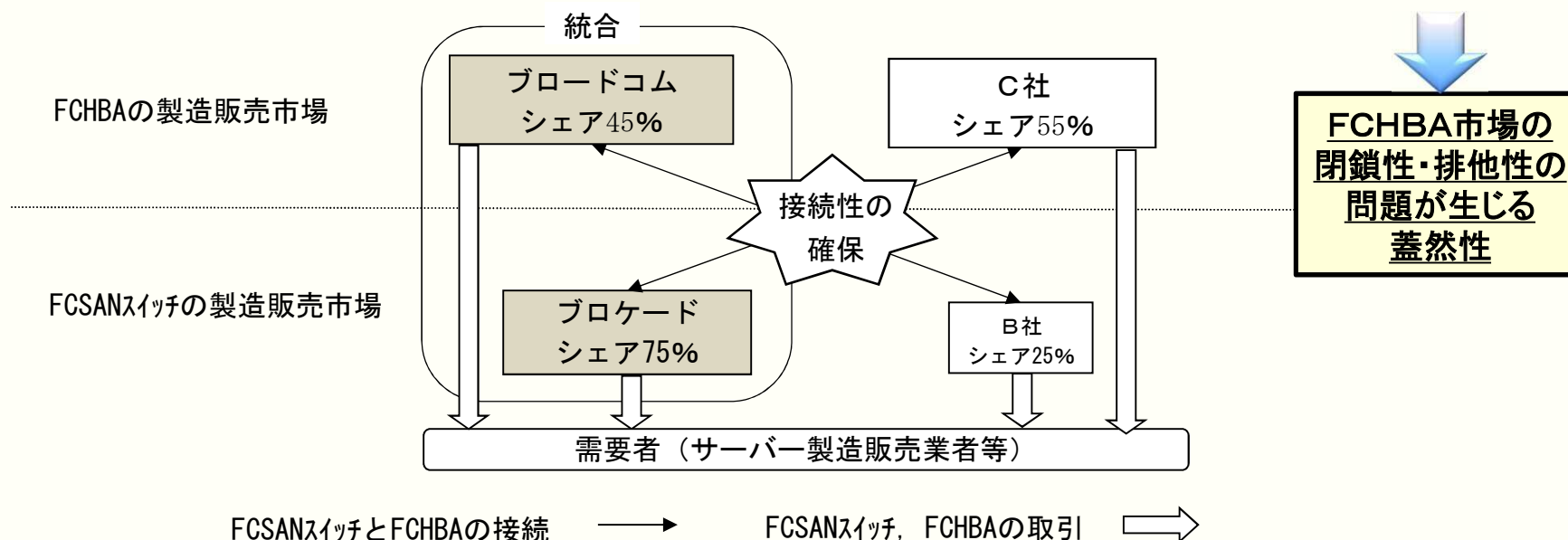
No	事 例 の 名 称	1/2次 審査	水平	垂直	混合	問題解消 措置等	経済 分析	海外情 報交換
1	(株)メディパルホールディングスによるJCRファーマ(株)の株式取得	1		○				
2	日立金属(株)による(株)三徳の株式取得	1		○		○		
3	クアルコム・リバー・ホールディングス・ビーブイによるエヌエックス ピー・セミコンダクターズ・エヌビイの株式取得	1			○	○		○
4	ブロードコム・リミテッドとブロード・コミュニケーションズ・システ ムズ・インクの統合	1		○	○	○		○
5	レノボインターナショナルコーポラティブユーエーによる富士通ク ライアントコンピューティング(株)の株式取得	1	○					
6	豊生ブレーキ工業(株)によるAHブレーキ(株)の株式取得	1	○					
7	トピー工業(株)によるリンテックス(株)の株式取得	1	○					
8	(株)相浦機械による(株)IHIの船用甲板機械事業の譲受け	1	○	○				
9	楽天(株)によるプラスワン・マーケティング(株)のMVNO事業の吸収 分割	1	○					
10	川崎汽船(株)、(株)商船三井及び日本郵船(株)による定期コンテナ船 事業の統合	1	○					○
11	コーナン商事(株)による(株)ビーバートザンの株式取得	1	○					
12	(株)第四銀行及び(株)北越銀行による共同株式移転	2	○				○	

1. 本件の概要

- 半導体機器の製造販売業等を営むブロードコム(本社米国)と、ネットワーク用ハードウェア、ソフトウェアの製造販売業等を営むブロケード(本社米国)が、経営統合することを計画。
- 米国連邦取引委員会及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を実施。

2. 本件が競争に与える影響

- ・FCSANスイッチについて、ブロケードがB社よりも開発が先行しており、次世代製品の発売に当たり、ブロケードのFCSANスイッチとブロードコム及びC社のFCHBAとの接続性を確保した上でリリースされる。ブロケード製FCSANスイッチとC社のFCHBAの接続性が確保されなければ、需要者はC社製のFCHBAを購入しないと考えられる。
- ・次世代製品の発売の際の接続テスト等の過程で、ブロケードはC社の秘密情報等を共有しており、本件統合後、ブロードコムがブロケードを通じてC社のFCHBAに関する秘密情報を入手するなどして、FCHBA市場の競争において、C社より優位に立つ可能性がある。



3. 問題解消措置

【接続性の確保及び差別禁止】

- 当事会社グループは、競争事業者のFCHBAとブローケードグループのFCSANスイッチとの間で、当事会社グループの機器間の接続性と同程度の接続性を確保する。
- 当事会社グループは、FCHBAの競争事業者に対し、あらゆる開発段階において、当事会社グループ内の支援と同程度の支援を提供する。また、当事会社グループは競争事業者のFCHBA事業を不利にする目的で、ブローケードグループのFCSANスイッチを設計・開発・変更等することはない。

【秘密情報の保護】

- 当事会社グループが競争事業者のFCHBAに関する秘密情報を厳格に秘密情報として扱い、自社のFCHBA事業を有利にするために用いない等。

【定期報告】

- 当事会社グループは、公正取引委員会の承認が得られた日から10年間にわたり、公正取引委員会に対して、2年に1度、独立した第三者（監視受託者）が監視する上記の措置の遵守状況について報告する。



当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

1. 本件の概要

○新潟県に本店を置く第四銀行と北越銀行が、両社の事業を統合することを計画

2. 審査の経緯

平成29年 6月20日

・本件統合計画の届出書の受理

第1次審査開始

平成29年 7月19日

・報告等の要請, 第三者からの意見聴取の開始

第2次審査開始

・当事会社が報告等を順次提出

・当委員会は競争事業者, 需要者等にヒアリング及び需要者アンケート(約6900社, 有効回答率約50%)を実施

・当委員会と当事会社との間で数次にわたる会合, 論点の説明及び議論

平成29年12月 6日

・全ての報告等の受理(これにより第2次審査の期限が平成30年3月7日になる。)

平成29年12月15日

・排除措置命令を行わない旨の通知, 審査結果公表

3. 一定の取引分野(中小企業向け貸出し)

【競争事業者の範囲】

中小企業は、事業規模が比較的小さく、借入金額も比較的小さい傾向にある。この点、銀行のほか信用金庫及び信用組合についても中小企業は貸出対象者となるため、中小企業は、銀行、信用金庫及び信用組合を代替的な借入先とすることが可能である。

一方、農協等は貸出対象者が基本的に農業者等に限定されている。また、商工中金及び日本公庫は、政府系金融機関として、法令等に基づき、基本的に民業補完の観点から民間金融機関から借り入れることが困難な事業者を貸出対象としており、需要者も、資金需要の性質に応じて民間金融機関とこれらの政府系金融機関を使い分けている。このため、中小企業が、農協等、商工中金及び日本公庫を代替的な借入先とすることができる場合は限られている。

⇒中小企業向け貸出しの競争事業者の範囲は銀行、信用金庫及び信用組合とし、農協等、商工中金及び日本公庫については、隣接市場からの競争圧力として検討を行った。

【地理的範囲】

新潟県に所在する中小企業は、最も遠くても自己が所在する経済圏内において借入先を探すとするものが約8割であり、供給者である銀行等も、貸出金額が比較的小さい中小企業に対しては、営業、与信管理等にかかるコストの観点から、その店舗の所在地を中心として営業活動を行っている。

一方、自己が所在する経済圏の外に所在する銀行等の店舗から借入れを行う中小企業は約1割にすぎず、また、新潟県外に所在する店舗から借入れを行う中小企業はほとんど存在しない。

⇒地理的範囲については、10の経済圏ごとに画定した。

4. 競争の実質的制限についての検討(中小企業向け貸出し)

競争事業者からの競争圧力

○「村上」等7経済圏

- ・ 当事会社の合算市場シェアは約40～55%で第1位となる。
- ・ 1から2の競争事業者が、本件統合前の当事会社の少なくとも一方と同等又はそれ以上のシェアを有している。
- ・ 当該競争事業者は、当事会社相互間と同等又はそれ以上に当事会社と代替的な借入先と認識されている。
- ・ 競争事業者は資金面及び体制面で供給余力を有している。

⇒ 競争事業者からの競争圧力が相当程度認められる。

○「新潟」「長岡」「佐渡」(3経済圏)

- ・ 当事会社の合算市場シェアは約55～60%で第1位となる。
- ・ 本件統合前の当事会社の少なくとも一方と同等又はそれ以上のシェアを有する競争事業者は存在しないが、一定のシェアを有する競争事業者が存在する。
- ・ 当該競争事業者は、当事会社と代替的な借入先と認識されている。(中には、当事会社相互間と同等又はそれ以上に当事会社と代替的な借入先と認識されている者もいる。)
- ・ 競争事業者は資金面及び体制面で供給余力を有している。

⇒ 競争事業者からの競争圧力が一定程度認められる。

4. 競争の実質的制限についての検討(中小企業向け貸出し)

商工中金・日本公庫からの競争圧力

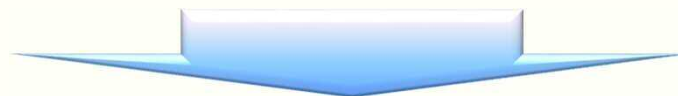
○商工中金及び日本公庫は、政府系金融機関として、法令等に基づき、基本的に民業補完の観点から貸出を実施

○第四銀行のデータを用いて、「①需要者が民間金融機関から借入れを行っている場合に第四銀行が当該需要者に提示する金利水準」と、「②需要者が政府系金融機関から借入れを行っている場合に第四銀行が当該需要者に提示する金利水準」に有意な差がみられるのかについて、需要者の信用格付等金利水準に影響を与え得る要因を調整しつつ経済分析を実施

⇒②の場合の金利水準の方が、①の場合の金利水準よりも、統計的に有意に高いとの分析結果

⇒第四銀行と民間金融機関の競合の程度と比較すると、第四銀行と政府系金融機関の競合の程度が弱いことを示唆

⇒ 商工中金・日本公庫からの競争圧力は限定的



競争事業者からの競争圧力が認められ、本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならない。

御清聴ありがとうございました！

